令和8年11月16日		
資　料　提　供		
担当課	教育委員会	総務課　吉田（内3668　　直通℡073-441-3640）

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年10月中に教育委員会で受理した不正行為等通報（教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの）について、概要を公表します。

1　教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件　数(内匿名)
県民等	2(2)
職員等	2(2)
計	4(4)

(2)通報方法別

通報者	件　数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	0
その他	0
計	4

2　教育委員会で受理した通報内容と処理状況　　（教育委員会）・・・教育委員会で受理・調査・処理

通　報　内　容		処　理　状　況
①	ある県立学校の職員が事務処理を不適切に行っている。	調査の結果、事務処理は適切に行われていた。
②	ある県立学校の職員が勤務時間中に過度な私語をしており、発言内容が不適切である。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、当該職員に対し、校長から指導を行った。
③	ある県立学校の職員が、他の職員に対し高圧的な言動を行っている。	調査を行った結果、通報の事実は認められなかったが、当該職員には、他の職員に対する言動には十分注意し、相手の立場に立って丁寧な対応を行うよう校長から指導を行った。
④	ある中学校の部活動において、適切な休養日を設定せず活動している。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

（1）職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの　　4　①②③④

（2）県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

（1）調査の結果、是正の必要がないもの　　2

（うち通報内容が事実とは認められないもの）　　2　①③

（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）

（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）

（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）

（2）調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの　　1　②

（3）調査を継続中としたもの　　1　④

（4）不受理としたもの